

三条市における防災・減災対策に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、三条市における防災・減災対策の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三条市における地域防災力の向上を始めとする防災・減災対策の推進を図るため、甲の要請により乙が行う協力の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するため、必要な協力を乙に対して要請することができるものとし、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- 2 協力内容の詳細は、甲及び乙が協議し、合意の上で決定するものとする。
- 3 乙は、甲との協議により乙の関係会社に協力を実施させることができる。

（要請の方法等）

第3条 甲は、前条の規定による協力の要請を原則として文書により行うものとする。

- 2 甲は、乙が協力を実施した場合は、文書によりその報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 乙は、協力の実施に要した費用を負担するものとする。ただし、これにより難しいときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、あらかじめ相互に連絡責任者を置き、その連絡先を明らかにするものとする。

- 2 前項の連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また、この協定の目的外に利用してはなら

ない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年12月22日

甲 三条市旭町二丁目3番1号
三条市
代表者 三条市長 國定 勇人

乙 新潟市中央区上大川前通7-1230
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
新潟支店 支店長 志村 智久